

平成 27 年 11 月 4 日

神奈川県県土整備局事業管理部  
用地課長 佐藤 治郎 様

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）  
会長 比留間 哲生

事業認定に関する質問と要請への回答に対する意見（異議申立）

10 月 6 日付当方の質問と要請に対する回答を受領しました。回答者名は用地課長になっていますが、当方の文書は知事宛のものであり、回答の内容は当然知事の意を体し、その意見に沿ったものと見做して当方の意見を下記に述べます。

記

1. 法の誤解釈に基づく間違った貴文書の主張

貴文書は宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）第 2 条第 2 号の定義によると「宅地」、「宅地以外」のいずれの土地であっても道路等の「宅地以外」の土地にする場合は、宅造法に定める「宅地造成」には該当しないものとなっており、上郷公田線道路整備事業（以下「本件事業」という。）の道路整備工事は宅地造成に当たらないことから宅造法の規制の対象にはならないとしている。貴文書はこのように宅造法は宅地造成について規制を定めたものであり、それ以外はこの法律の規制の対象外であると主張するが、それは明らかな法解釈の誤りである。法律の名称はその内容を正確に示すものであり、一字といえども無駄なものはなく必ず重要な意味をもっているのである。宅地造成等規制法として宅地造成のあとに「等（など）」が付されているのは、この法律は宅地造成だけでなくそれ以外のものも含んでいることを示している。それが何かは法律の条文を見れば明らかであり、宅地造成によって造られた造成宅地の規制のことである。それは同法第 16 条に「宅地の保全等」として、宅地造成により造られた宅地は常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと規定されていることから明らかである。さらに平成 18 年の同法の改正に当たり造成宅地防災区域を指定することが定められたのも宅造法が造成宅地を規制の対象としていることの証拠である。

以上のように宅造法は宅地造成だけでなく造成宅地も規制の対象としていることは明らかであるが、その理由は明白である。宅地造成は数年からせいぜい 10 年程度で終わるのに対して造成宅地は半永久的に存続することから、それを安全な状態に維持するために法の規制が必要だからである。法律は国民の安心、安全な生活を保障するためにあることを考えれば、造成宅地を安全な状態に維持して住民の安定した生活を守るためにそれを法の対象に含めるのは当然のことであり、そのように考えるのが常識的であり、貴文書のように

宅造法は宅地造成以外は全く問題にしないという考えは異常であり、明らかな間違いである。

2. 上郷公田線事業地が宅地造成工事規制区域内であることを無視した事業認定は無効であり取り消すべきである。

本件事業は道路建設のためであり、宅地造成ではないから宅造法の規制の対象にならないという貴主張は法解釈の誤りに基づく間違いとしてその根拠が完全に失われたことについては1.に述べた通りであり、当然のこととして本件事業は宅造法の規制の対象になるのである。従って、それは宅造法に基づき指定された宅地造成工事規制区域内にある事実を事業認定申請書に記載すべきであり、その必要はないとして不記載を認めたのは明らかに法に反する。

実際、本件事業地は谷埋め盛土地帯に建てられた数千戸の住宅地の真中にあり、ここに4車線の道路を造ることになれば、現在安定している地盤に影響して地盤沈下や地滑りなどが起きる恐れがある。これは、造成宅地は常時安全な状態に維持するように務めなければならないと定めた宅造法第16条に真向から反し、このような国民の命と生活を脅かす事業を法律の規制を受けずに思うままに進めようとするのは公共事業の担当者として不心得も甚だしいと言わねばならない。

貴文書は、本件事業は宅造法の適用外だから土地収用法第18条第2項第5号の「起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」を事業認定申請書に添付しなければならないという規定にも当たらないとしている。実際、この意見に従って横浜市から出された事業認定申請書には当該意見書の添付がなかったがこれを受理して事業認定したのは違法である。しかも同法第19条には第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類が規定の方式を欠くときはそれを補正させなければならないとしているにも拘らず、欠陥申請書を補正させないまま受理して事業認定してさらに法律違反を重ねたのである。

以上に述べたように、本件事業に関して横浜市から提出された事業認定申請書には重大な法的欠陥があるにも拘らず、これを受理して事業認定したのは違法であり、早急に事業認定を取り消すべきである。

以上